

理 由

著作権制度をめぐる内外の情勢の変化に対応し、著作権等の適切な保護に資するため、映画の著作物の著作権の存続期間を公表後五十年から公表後七十年に延長し、著作権等を侵害された者の救済を図るための制度を充実するとともに、著作物等の公正な利用を図るため、教科用拡大図書の作成、遠隔授業等をより円滑に行えるようとするための措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。